

## 実習期間中にハラスメントを受けた場合の対応

実習期間中にハラスメント(パワハラ、セクハラなど)を受けた場合、大学の担当者もしくはハラスメント相談窓口にご連絡をしてください。

本インターンシップにおけるハラスメントに関する相談(苦情を含む)窓口は以下です。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談ください。また、実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば実習環境が悪化するおそれがある場合や、ハラスメントにあたるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

相談については、プライバシーを守って適切に対応しますので安心してご相談ください。

堺・南大阪地域インターンシップ推進協議会  
ハラスメント  
相談窓口

電話 072-258-7646  
(開館時間: 平日10:00~18:00)

インターンシップ実習が始まる前に学生に常時携帯させて下さい。